



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の都県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の府県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、貴局管内の県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

国土交通省北海道開発局農業水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。

また、沖縄県に対し、貴職からこの旨を通知されたい。



8 農振第 290 号  
令和 8 年 4 月 24 日

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の改定  
について

社会情勢の変化やこれまでの取組実績を踏まえ、令和 5 年 4 月に「農業水利施設の機能保全の手引き（「総論編」）」について改定を行った。これに関連して、今般、別添のとおり、「農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」」を改定したのでお知らせする。

農業者の高齢化・減少、農業水利施設の老朽化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の集約・再編・統廃合等による農業水利ストックの適正化を推進するとともに、将来の機能保全コストの最小化と平準化を図るための参考として、総論編とあわせて、本手引きを積極的に活用されたい。

これに伴い、農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」の制定について（平成 25 年 4 月 2 日付 24 農振第 2654 号）は廃止する。